津地方法務局における街区基準点の使用指針

1　使用の原則

街区基準点が設置された地域内の土地について，地積測量図を添付してする分筆の登記等の申請のための調査・測量は，原則として，街区基準点を使用しなければならない。

なお，街区基準点を使用することができない特別の事由がある場合は，申請する登記所の登記官と事前に協議することとし，登記申請に当たっては，その事由を不動産登記規則第９３条に規定する調査報告書に記載するものとする。

2　街区基準点の使用を要する土地

街区基準点の使用を要する土地は，次のとおりとする。

⑴　街区基準点が単路線で設置されている場合（網の一部単路線を含む。）
　路線から５０ｍ以内に全部又は一部が存する土地

⑵　街区基準点が網として設置されている場合

ア　網内に全部又は一部が存する土地

イ　網外から５０ｍ以内に全部又は一部が存する土地

ウ　網外で，街区基準点間が直線で４００ｍ未満で結ばれる場合は，結ばれる線を単路線としての範囲と同様に取り扱う。

⑶　⑴及び⑵に該当する土地について，おおむね２００ｍ以内に１点以上の街区基準点が存するときは，これを使用するものとする。

3　街区基準点の使用を要しない土地

街区基準点の使用を要しない土地は，次のとおりとする。

⑴　街区基準点間が４００ｍ以上離れている場合

⑵　街区基準点間が４００ｍ未満であっても，街区基準点を結ぶ路線が８辺を超える場合や，山等により既知点と既知点を結べない場合

⑶　単路線及び網外から５０ｍ以内であっても，街区基準点を結ぶ路線が８辺を超える場合や，山等により既知点と既知点を結べない場合

⑷　街区基準点間が４００ｍ未満であっても，精度上の問題がある場合により，基準点を使用することが相当でないとき。

⑸　その他街区基準点を使用することができない特別な事由があるとき。

4　街区基準点の使用数

街区基準点は，その点検を可能とするため，原則として３点以上を使用するものとする。ただし，地形等の特別な事由があるときは，２点として差し支えない。

5　街区基準点以外の基準点の使用制限

⑴　街区基準点の原則使用

街区基準点が設置された地域において，街区基準点以外の基準点が混在する場合は，原則として街区基準点を使用する。なお，街区基準点以外の精度の高い電子基準点等について，使用することは差し支えない。

⑵　既設の公共基準点等

街区基準点と既設の公共基準点等(市町等が独自で設置した都市基準点等)とを併用して使用することはできないものとする。ただし，既設の公共基準点等が，街区基準点により改測・改算により整備されたときは，この限りではない。

⑶　測地基準系の相違する基準点

街区基準点（世界測地系）と日本測地系（旧測地系）の基準点とを結んで使用することはできない。

6　街区基準点が亡失している場合又は街区基準点の座標数値が許容範囲を超える場合の取扱い

設置された街区基準点が亡失している場合又は街区基準点の座標数値が許容誤差の範囲を超える場合は，他の街区基準点を使用して測量することに努めるものとする。

なお，許容誤差の範囲は，次の基準によるものとする。

「都市再生街区基本調査作業規程運用基準」第１９条５項（別表第２２）

点検項目	点検の較差の標準
距　　離	２０㎜以内
角　　度	６０秒以内

7　一筆地測量のためのＧＰＳ測量

街区基準点設置地域におけるＧＰＳによる測量は，日本土地家屋調査士会連

合会制定の「土地家屋調査士調査・測量実施要領」の規定に基づき行うことができる。

8　地積測量図における街区基準点等の記入例

使用した街区基準点等の地積測量図への表示は，次の例によるものとする。

記入例

名　称	点　名	X 座 標	Y 座 標
街区三角点	1001A	XXXXXX.XXX	YYYYYY.YYY
街区多角点	10A19	XXXXXX.XXX	YYYYYY.YYY
街区多角節点	1A020	XXXXXX.XXX	YYYYYY.YYY

9　節点及び補助点の取扱い

街区三角補助点（節点）（公共測量３級基準点相当），街区多角補助点（節点）（公共測量４級基準点相当）及び補助点（公共測量４級基準点相当）については，市町が，その測量成果を公開し，かつ使用承認手続を行っている場合に限り，公共基準点として取り扱うことができる。

附則

1　本指針は，平成２０年４月１日から実施する。

ただし，街区基準点が設置された地域内の土地について，本適用日以前に測量が行われている等の特別な事由がある場合については，この限りではない。

平成１８年度　都市再生街区多角点網図

縮尺　1／5，000

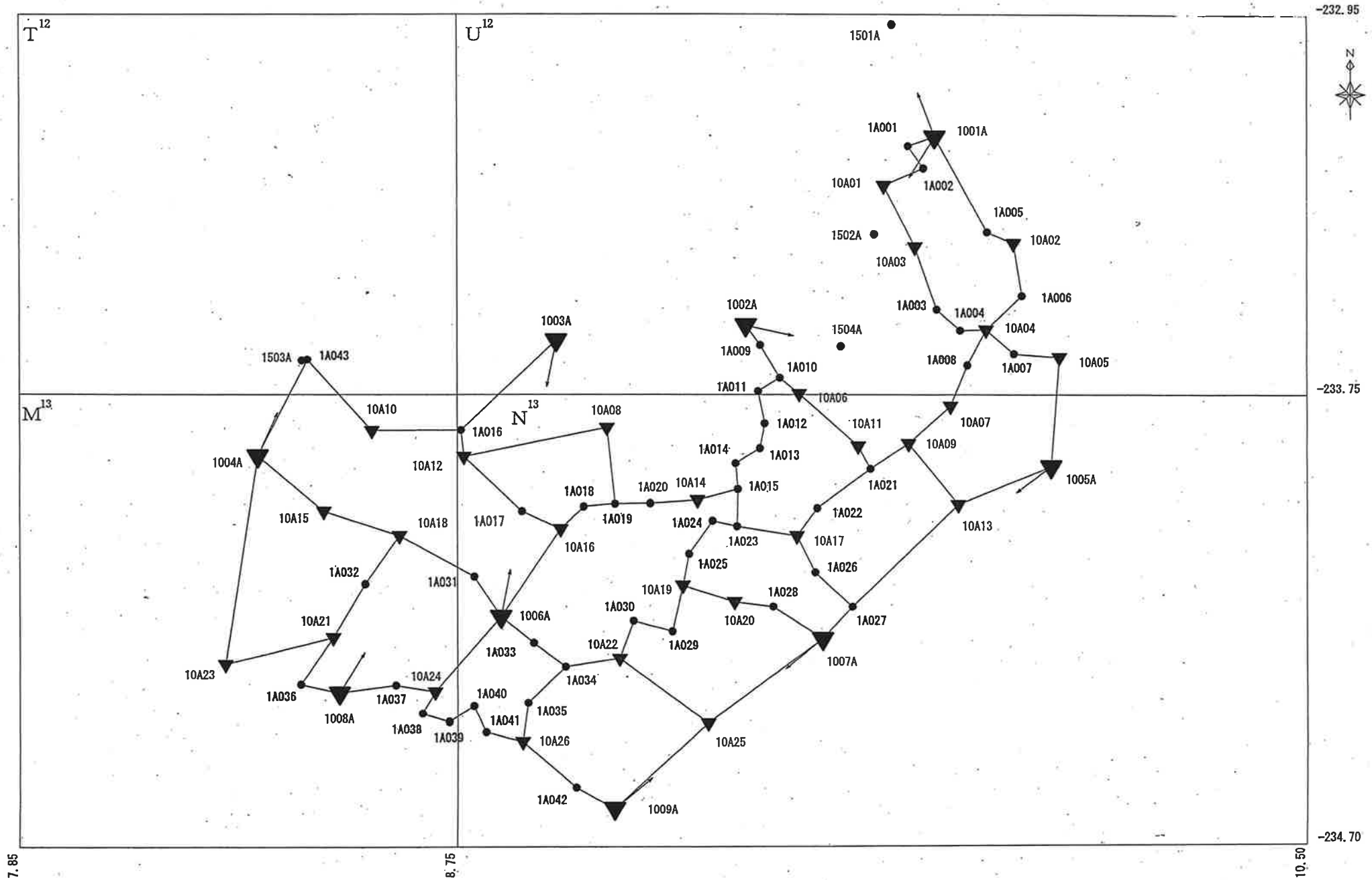

平成１８年度　都市再生街区多角点平均図

縮尺　１／１０，０００

